

「飲食・宿泊・旅行業給付金」 申請受付期間を延長します！

令和3年5月31日（月）までとしていた申請期限を延長します。
また、標記事業者支援の観点から下記のとおり給付対象についても拡充しますので、併せてお知らせします。

■ 申請期限

令和3年5月31日（月）まで → 令和3年6月30日（水）まで に延長

■ 拡充内容

○減少率の引下げ（50%→30%）

令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が前年同月に比して

変更前：50%以上減少

変更後：30%以上減少

○飲食・宿泊・旅行業に関連する下記の業種を追加

・飲食店営業及び喫茶店営業以外の食品製造業者及び食品販売業者など（食品衛生法）

※ 令和3年6月1日から許可業種に追加される水産製品製造業者なども含む。

※ 令和3年6月1日から創設される食品衛生法上の届出対象業種（野菜果物販売業、菓子種製造業など）も含む。

・酒類などの製造者又は酒類の販売事業者（酒税法）

・自動車運転代行業者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）

・海上運送事業者（海上運送法第3条又は第21条）

※詳細は別添の申請要領をご参照ください

■ 申請方法 どちらの方法でも申請可能

≪WEB≫ パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請

※令和3年6月30日（水）午後11:59まで

≪郵送≫ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請

※令和3年6月30日（水）消印有効

● 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。

● WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>

■ 問合せ 『飲食・宿泊・旅行業給付金事務局』 0120-310-342



問い合わせ先

【飲食】商工振興課 2745（石橋・長谷川）
【宿泊・旅行】観光振興課 2777（藏光）

飲食・宿泊・旅行業給付金

申請要領

(令和3年5月25日改正)

[受付期間]

令和3年3月23日(火)から令和3年6月30日(水)まで

(改正後の食品衛生法上の新たな許可対象業種及び届出対象業種については
令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)まで)

[お問合せ先]

飲食・宿泊・旅行業給付金事務局

電話番号: 0120-310-342

対応時間: 9:00~17:00(土日祝除く)

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。
ご不明な点はお問合せ先にて電話で対応させていただきます。

和歌山県

目次

I 給付金の概要	P 1
1 趣旨	P 1
2 給付金	P 1
II 対象要件	P 2
III 申請方法	P 5
1 WEB申請の場合	P 5
2 郵送による申請の場合	P 5
IV 給付の決定等	P 6
1 給付金給付の決定	P 6
2 通知	P 6
3 給付金の返還	P 6
V 申請書類	P 7
VI 対象要件の特例	P 1 4
1 創業者特例	P 1 4
(1)対象要件	P 1 4
(2)申請方法	P 1 4
2 新たな店舗等を設けた方の特例	P 1 5
(1)対象要件	P 1 5
(2)申請方法	P 1 5
VII II 対象要件(2)クにおける改正後の食品衛生法	
第57条に基づく届出を行う飲食事業者の皆さまへ	P 1 6

I 給付金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るための給付金です。

2 給付金

IIの対象要件を満たす事業者に対し、令和3年3月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、表1のと通りの給付金額となります。

表1

対象店舗等で常時使用する従業員の数	給付金額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

(※)

- 1 次頁の「II 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。
(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)
(対象外の業種の従業員は含まない。)
- 2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。
パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。
 - ・日々雇い入れられる者
(但し、1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・2箇月以内の期間を定めて使用される者
(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・試の使用期間中の者
(但し、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考：労働基準法第20条及び第21条

